

提言1

子どもの権利条例を作ろう

教育の地方分権をすすめるには、地方自治体がまちづくりプランの一環として地域教育政策を持つ必要があります。「どのようなまちを作っていこうか」と考えるときに、それぞれのまちで求める教育のあり方がみえてきます。世界につながるまち、そして子どもたち。地方独自の教育プランも、世界につながるものでなければ通用しないのではないのでしょうか。

「人権教育のための国連10年」の趣旨に沿った人権教育の指針や、子どもの権利条約^(注4)の具体化が求められています。

世界と地域が結び合う中で、地方自治体の政策が生まれるのと同じく、子どもの「学び」も展望できます。

日本教育法学会は「子どもの権利基本条例要

綱案」を作成しています。東京都中野区では、1997年3月に「中野区教育行政における区民参加に関する条例」を制定し、子どもの参加・意見表明権の保障を明記しています。兵庫県川西市では「子どもの人権オンブズパーソン」制度を、また神奈川県川崎市では子どもの権利条例の制定に向けて動き出しています。

子どもの参加・意見表明権を行使できる場は、職員会議や学校協議会などさまざまなところが考えられます。また、個人情報保護制度を確立するとともに、指導要領、内申書など子どもの評価に関する情報は本人開示することとし、異議申し立てによる変更をシステム化することが求められています。



●中野区教育行政における区民参加に関する条例

第1条 この条例の目的は、中野区の教育の分野における区民の主体的な取組を踏まえ、区民の意思が教育行政に適切に反映されるべきであるとの認識に基づいて、教育行政を推進するに当たっての区民参加の原則を確認し、もってより良い教育の実現を図ることを目的とする。 —略—

第4条1 区民参加においては、権利の主体としての子どもの参加と意見表明の機会が保障されるように配慮されなければならない。

(1997年3月26日施行)